

B C G 予防接種に関する説明書

1. B C G とは

牛型結核菌を弱めた生ワクチンで、結核予防に効果があります。

生まれたばかりの赤ちゃんは結核に対する抵抗力（免疫）は、お母さんからもらうことができません。感染すると全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあります、重い後遺症を残す可能性があります。

接種方法は、標準として生後5～8カ月の間（1歳未満は可）に管針法といってスタンプ方式で上腕の2か所に押しつけて接種します。接種したところは、日陰で乾燥させてください。10分程度で乾きます。

2. B C G の副反応

接種後10日頃に接種部位に赤いポツポツができ一部にうみをもったりします。約4週間頃に最も強くなり、その後は、かさぶたができるで接種後3カ月までにはなおります。これは異常反応ではなく、抵抗力（免疫）がついた証拠です。接種部分は乾燥させて清潔を保ってください。自然になります。ただし、接種後3カ月を過ぎても接種のあとがジクジクしているようなときは医師に相談してください。

副反応としては接種をした側のわきの下のリンパ節がまれに腫れことがあります。通常そのまま様子を見てかまいませんが、特に腫れが悪化するようでしたら医師に相談してください。

3. コッホ現象

お子さんが接種前に結核菌に感染している場合は、接種後10日以内に、コッホ現象が起こることがあります。コッホ現象とは接種後10日以内に接種局所の発赤、腫れ及び化膿が発現し、2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒します。通常の副反応における接種局所の様相は10日後ですが、コッホ現象は10日以内と発現時期が異なります。

コッホ現象と思われる反応がみられた場合にはすみやかに裏面下段の市町村担当課に相談あるいは医療機関を受診してください。

4. 健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるもののかの因果関係を専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

5. 予防接種を受ける前の注意事項

予防接種は体調の良いときに受けるのが原則です。日頃の体質、体調など健康状態を知っておくようにしましょう。

- ①受ける予定の予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度について説明書をお読みいただき、理解した上で接種をお受けください。わからないことがある場合は接種を受ける前に質問しましょう。
- ②他のワクチンを接種した場合、その後の接種間隔を各予防接種説明書で確認してください。
- ③当日はお子さんの健康状態をよく観察し普段とかわりないことを確認しておいてください。体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種するかどうか判断するようにしましょう。
- ④予診票は接種をする医師への大切な情報ですので、責任を持って記入してください。
- ⑤母子健康手帳を必ずお持ちください。

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①接種後 30 分は急な副反応がみられることがありますので、接種会場でお子さんの様子を観察してください。
- ②微熱、接種局所の発赤・腫れ・しこり、発疹など認められることがありますが、通常の免疫反応であり、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。
接種局所のひどいはれ・高熱・ひきつけなどの強い副反応の症状がありましたら、医師の診察を受けてください。また、診察の結果につきましては下記の市町村担当課までご連絡ください。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないようにしてください。
- ④接種当日は、はげしい運動は避けてください。
- ⑤ワクチン接種後、②のような副反応に注意し、また、他のワクチンを接種する場合は、注射生ワクチン（MR、水痘、おたふくかぜ等）を接種する場合に限り、27 日以上の間隔をあける必要があります。なお、注射生ワクチンと経口生ワクチン（ロタウイルスワクチン）との接種間隔については、接種間隔の規定はありません。

【27日以上の間隔の考え方】

○×年△月カレンダー

	月	火	水	木	金	土	日
日付					1	2	
接種間隔		△月1日 ：注射生ワクチン接種				0	1
日付	3	4	5	6	7	8	9
接種間隔	2	3	4	5	6	7	8
日付	10	11	12	13	14	15	16
接種間隔	9	10	11	12	13	14	15
日付	17	18	19	20	21	22	23
接種間隔	16	17	18	19	20	21	22
日付	24	25	26	27	28	29	30
接種間隔	23	24	25	26	27	28	29

接種日の翌日を1日目として、
27日以上の間隔をあけます

△月29日以降
：他の注射生ワクチン接種可能

令和7年度版
茂原市長生郡医師会
長柄町福祉課